

各介護サービス事業者等 代表者 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

## 令和8年度 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書の提出について(通知)

日ごろより県の高齢福祉行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年度介護報酬改定において、介護職員の処遇改善加算に関する制度が一本化されるとともに、加算率の引上げおよび配分方法の工夫が実施されました。

令和8年度介護報酬改定においては、介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和9年度介護報酬改定を待たずに期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算の対象の介護従事者への拡大、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せ加算区分の創設に加え、これまで処遇改善加算対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等(加算新設事業所)に介護職員等処遇改善加算が創設されます。

介護職員等処遇改善加算を算定する介護サービス事業者等については、各指定権者へ処遇改善計画書を提出する必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」(令和8年3月13日付け老発0313第6号厚生労働省老健局長通知)および「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A(第1版)」等をお読みいただき、下記により処遇改善計画書を提出してください。

### 記

#### 1 提出期限

【既対象事業所のみを運営する事業者、既対象事業所と加算新設事業所を一体で運営する事業者】

○令和8年4月15日(水)

※新たに取得あるいは加算区分を変更する場合は、体制等状況一覧表等の届出を上記の期限までに合わせて提出いただく必要があります。

【加算新設事業所のみを運営する事業者※令和8年4月・5月分は算定しない】

○令和8年6月15日(月)

※体制等状況一覧表等の届出を上記の期限までに合わせて提出いただく必要があります。

#### 2 提出様式 別紙様式2-1、別紙様式2-2および別紙様式2-3

※計画書は、令和8年4月・5月分と令和8年6月以降分を一体で作成

#### 3 提出方法 Eメール

※メールの件名は「【】令和8年度処遇改善計画書」とし、【】内に法人名を入力

※ファイル名は「【】別紙様式2」とし、【】内に法人名を入力

#### 4 提出先 福井県健康福祉部長寿福祉課

(メールアドレス):hokaisei@pref.fukui.lg.jp

#### 5 留意事項

・加算の取得促進に向けて、一部の要件について、令和8年度中に取得要件を整備することを誓約した場合は、要件を満たしたものと取り扱うこと等、要件の弾力化が実施されております。

・必ず令和8年度の新様式を使用してください。

・複数の事業所を開設する法人等が計画書を一括で作成する場合は、全指定権者へ提出する必要があります。

・計画書に作成にあたり、厚生労働省が公開する動画を必ず視聴してください。

6 計画書作成や制度等に関する問い合わせ先

- ・計画書作成や制度に関する不明点がありましたら、下記のコールセンターへお問い合わせください

厚生労働省コールセンター 電話番号:050-3733-0222  
(受付時間:9:00~18:00※土日含む)

7 厚生労働省が公開する計画書作成に関する動画

(youtube) <https://www.youtube.com/watch?v=OKpARTUTkzo&t=6s>

8 その他

- ・社会福祉法人福井県社会福祉協議会において、専門員による相談対応や社会保険労務士などの専門家派遣を実施し、事業者様の加算の取得を支援しています。

(問い合わせ先)

社会福祉法人法人 福井県社会福祉協議会 福祉人材課

〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22

電話番号:0776-28-3180

メール:[jinzai-center@f-shakyo.or.jp](mailto:jinzai-center@f-shakyo.or.jp)

- ・福井県健康福祉部長寿福祉課へは、メールあるいは下記のフォームにてお問い合わせください

(問い合わせフォーム)

<https://forms.office.com/r/UVkiIh5KX6>